

山形県政記者クラブ 各位

山形県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 佐藤 孝弘

マッサージ施術に係る療養費の不正請求について

標記について、当広域連合に提出された療養費支給申請において、不正請求事案が判明しましたのでお知らせします。

記

1 本件事案の概要

(1) 不正請求を行った者

パパイア治療院山形 代表 中村 信明（73歳）
山形市桜田西二丁目4番7号 アップルタウンA棟

(2) 不正請求額及び具体的な内容等

①不正請求額

7,172,634円

平成29年10月～平成30年9月施術分（被保険者74名、延べ663件分）

②具体的な内容等

○施術回数の水増し

被保険者宅に往診を行っていない日も、往診したとして申請書に虚偽記載をし、療養費を不正に請求し受領した。

2 返還請求額

7,172,634円

※なお、上記返還請求額については、全額返還済み

3 その他

マッサージ施術等の療養費の支給については、現在、「受領委任制度」に基づき行われている。本件事案については、「受領委任制度」以前の「代理受領制度」における事案であることから、当該施術者の取扱い中止は行わない。

なお、公表については、「受領委任制度」における事案（取扱い中止）の例に倣って行う。

問い合わせ先

山形県後期高齢者医療広域連合

事業課 秋葉・佐藤

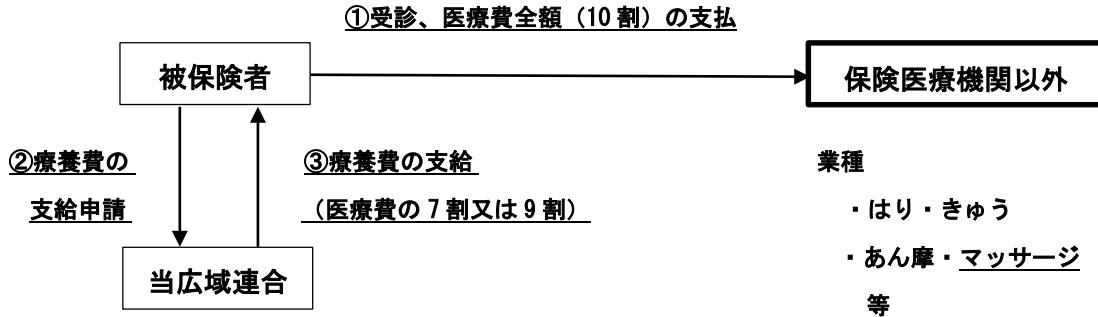
TEL:0237-84-7100 FAX:0237-85-8530

参 考

【代理受領制度と受領委任制度】

山形県後期高齢者医療広域連合では、マッサージ施術等の療養費支給について、被保険者の負担軽減のため、登録された施術者に「療養費の代理受領」による取扱いを平成31年4月30日まで行っていたが、令和元年5月1日から、国及び県において「療養費の代理受領」から「療養費の受領委任」に制度が移行したことにより、指導・監督する機関が、広域連合から国（厚労省）及び県へ移管となった。

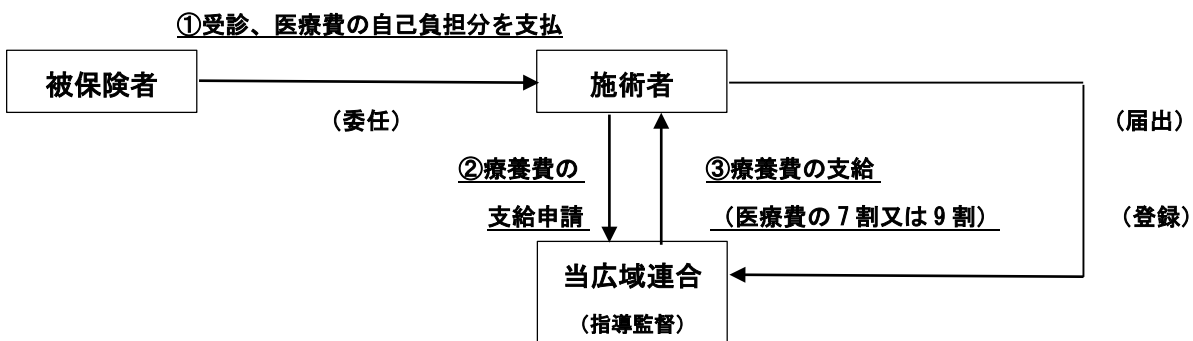
1 療養費について



療養費とは、マッサージ指圧師等の保険医療機関以外を受診し、いったん費用全額（10割）を負担した被保険者が、その後、保険者に請求し、自己負担分を除いた額（医療費の7割又は9割）が療養費として支給されるもの。

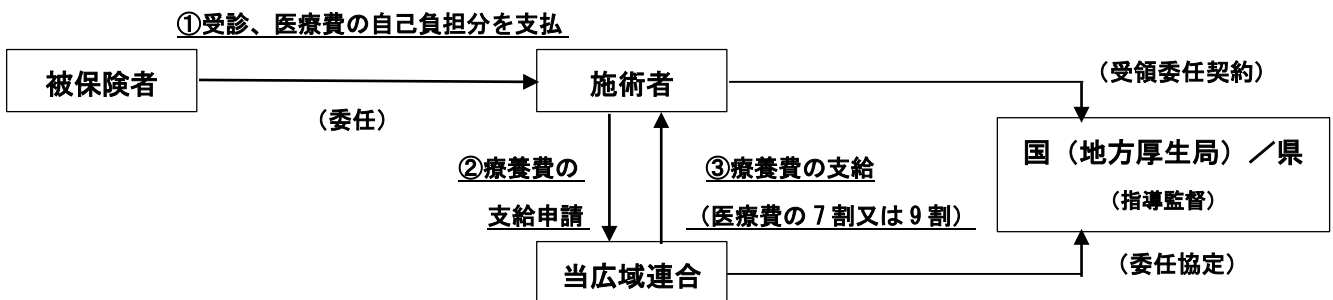
被保険者は、最終的には、自己負担分（3割又は1割）のみ負担することになる。

2 療養費の代理受領について（平成31年4月30日まで）



代理受領とは、施術者が広域連合に代理受領の届出を行い、被保険者の負担軽減のため、被保険者から委任を受けて代理により療養費の支給申請及び受領に係る事務を取扱う制度で、被保険者は自己負担分のみで施術を受けることができることになる。また、必要に応じて当広域連合において施術者に対して指導監督を行っていた。

3 療養費の受領委任について（令和元年5月1日から）



受領委任とは、施術者と国（地方厚生局）及び県が受領委任の契約を行い、被保険者の負担軽減のため、被保険者から委任を受けて代理により療養費の支給申請及び受領に係る事務を取扱う制度で、被保険者は自己負担分のみで施術を受けることができることになる。また、必要に応じて国（地方厚生局）及び県から施術者に対して指導監督が行われる。